

高松市監査委員告示第8号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)


(令和4年3月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H28	H29.1.31	第3号	意見	高齢者居場所づくり事業運営助成金に係る実績の確認について	P17	健康福祉局	長寿福祉課	R4.2.16
2				意見	高齢者居場所づくり事業運営助成金の事務処理について	P18			
3	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	教育局	高松第一高等学校	R4.2.28
4				意見【重点】	学校諸費に係る複数の口座について	P17			
5				意見【重点】	決算報告書及び出納簿の作成について	P18			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(1) 準公金の管理について

準公金とは、公金（市の会計規則等の適用を受け管理される現金、預貯金、有価証券等）以外の現金等で、市からの補助金等を受ける団体（実行委員会なども含む）のうち、市の職員が管理しているものであるが、公金でないため、その管理や経理事務等については、地方自治法及び高松市会計規則の適用がなく、財務監査（財政援助団体等監査を除く）や会計管理者の審査の対象外となっており、チェック体制が不十分であることから、公金と比較してリスクの高い事務になっている。

本市では、準公金を管理・執行する所管課は多数あり、その取扱も団体により異なっていることから、管理や事務執行の適正性はもとより、経済性・効率性・有効性（いわゆる3E）の観点から、平成31年度は行政監査として準公金の管理について、監査を実施する。

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じても最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	意見		
意見の項目	高齢者居場所づくり事業運営助成金に係る実績の確認について		
意見の内容	実績報告時に領収書類や写真等の活動内容が客観的に確認できる書類の添付を義務付けるなど、市民に対して説明責任が果たせるよう、申請者への指導及び実績確認手続の効率化を図られたい。		
公表文該当 ページ	P17		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/0131z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年2月16日
所管課等	健康福祉局 長寿福祉課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年度から、領収書等により補助事業実施に要した経費の内容を確認するとともに、居場所の訪問時に必要に応じて活動写真を撮影することとした。</p> <p>なお、4年度からは、活動しているすべての居場所に対し、助成金の監査及び活動状況の確認の年次計画を立てた上で、順次、訪問し、実績確認の効率化を図ることとした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	意見		
意見の項目	高齢者居場所づくり事業運営助成金の事務処理について		
意見の内容	申請者所有の建物や物品等の申請者の利益に繋がるものに対する助成金の支出に関し、一定の制約を課す支出基準を策定するなど、高齢者居場所づくり事業運営助成金の適正な運用方を検討されたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/0131z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年2月16日
所管課等	健康福祉局 長寿福祉課
措置結果	本件意見については、令和3年度から、助成対象経費の基準を整理し、高齢者居場所づくり事業募集要項において示すことで、適正な助成金の交付事務を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年2月28日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	本件指摘事項については、「高松市公有財産事務取扱規則」が、令和2年4月1日から改正・施行され、行政財産の目的外使用許可においては、連帯保証人が不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	学校諸費に係る複数の口座について		
意見の内容	学校諸費については、複数管理している口座を集約するなど、効率的に、より説明責任が果たせるような管理方法に変更されたい。		
公表文該当 ページ	P17		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年2月28日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	本件意見については、効率的に口座を管理するため、令和2年1月に補習科の予備口座を、また、同年3月には進路指導・諸費・実験実習の予備口座を廃止し、常時使用している口座に集約して管理するよう改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	決算報告書及び出納簿の作成について		
意見の内容	決算報告書及び出納簿については、原則として、収支を全て計上する総額主義で、適正に作成されたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年2月28日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	本件意見に係るPTA諸会計については、令和元年度分決算から、決算報告書と出納簿が一致するよう、収支を全て計上する総額主義により、適正に作成することとした。